

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(11月分)

■令和6年11月1日～令和6年11月30日

令和6年11月30日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月25日	インターネット上の詐欺的な定期購入商法被害の高止まりに対する法令等の整備を求める決議	中国地方弁護士会連合会 理事長 坂下 宗生	中国地方弁護士会連合会は、国に対し、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の2022年(令和4年)6月1日施行後もインターネット上の詐欺的な定期購入商法の被害件数が高止まりしている事態を踏まえ、直ちに以下の法令等の整備をすることを求める。 1 定期購入契約に係る広告画面において、①商品・特定権利・役務の分量を表示義務(特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)第11条)の対象に追加すること、②初回分の価格・数量と2回目以降の価格・数量・回数を分離して表示する方法を禁止すること、③支払総額・引渡し総数量及び引渡し総回数(無期限の場合は例示として1年当たりの金額・数量・回数等)を消費者が見やすい位置に消費者が容易に認識できるよう表示すべきこと、④初回分の価格が特別に有利であるかのような表示や「お試し」等の定期購入契約であることと矛盾する表示を禁止すること、⑤その他、特商法第11条に掲げる事項及び商品・権利・役務の分量について人を誤認させる表示(例えば、「いつでも解約可能」と表示しながら実際には連絡が容易につかず解約が困難であったり、「返金保証」としながら実際には厳しい条件が付されていてほとんど返金されない等の表示)を禁止することを、特商法に規定すること。 また、定期購入契約の表示に限らず、広告画面に関する表示の具体的な在り方についても、通達に伴うガイドラインを設け、具体例と判断の目安を明示すること。 2 定期購入契約に係る特定申込画面において、①初回分の価格・数量と2回目以降の価格・数量・回数を分離して表示する方法を禁止すること、②支払総額(無期限の場合は1年分等)・引渡し総数量及び引渡し総回数を消費者が見やすい位置に消費者が容易に認識できるよう表示すべきことを、特商法又は省令に明確に規定すること。 3 インターネット通信販売業者が特定申込画面を通じて契約の申込みを受けたときは、申込者に対し、最終確認画面を遅滞なく電磁的方法により提供する義務及び同義務に違反した場合は当該契約を解約できることを、特商法に規定すること。 4 インターネット通信販売業者が、広告画面(アフィリエイト広告を含む。)及び勧誘動画を、広告掲載中止から1年間保存する義務及び契約者の請求に応じて開示する義務を、特商法に規定すること。 5 広告表示において、①特商法第11条各号の表示義務に違反して不実の表示又は表示をしない行為をしたこと、並びに②本決議の第1項の②から⑤に掲げる表示事項及び商品の品質・効能若しくは役務の内容・効果に関する表示事項について人を誤認させるような表示を行ったことにより、消費者が誤認して契約を締結したときは、これを取り消すことができることを、特商法に規定すること。 6 定期購入契約について特約により解約を認める場合、契約申込の方法と同等の解約申出方法(例えば、ウェブサイトを通じた申込みであればウェブサイトを通じた解約申出)を設定する義務を、特商法に規定すること。 7 定期購入契約について、中途解約権の確保、及び、事業者から消費者に対する損害賠償額の上限規制を、特商法に規定すること。

<消費者行政の在り方:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月15日	【参考送付】適格消費者団体等への経済的支援を求める要請書	認定特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく 理事長 吉岡 和弘	1 適格消費者団体への支援 適格消費者団体の活動を経済的に支援するためには、令和4年度2次補正予算で実施された適格消費者団体への「消費生活相談機能強化促進等補助金」といった経済的施策が必要である。以下の事項に留意して、継続的に実施することを要請する。 (1)「靈感商法を含めた悪質商法」のような特定の事業ではなく、事業に限定のない適格消費者団体の差止請求業務自体を対象とすること。 (2)年度ごとではなく、継続的な活動(事業)を対象とすること。 2 適格消費者団体の活動の基盤となる地域の消費者団体への支援 適格消費者団体の事務局機能の担い手であり、消費者被害防止を官民連携で推進する担い手となる地域の消費者団体を育成・支援するために、これに必要な財政支援の方策を実施するよう要請する。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月27日	【参考送付】国際消費者機構による気候変動対策に対する公開書簡送付について	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	国際消費者機構(Consumers International)は、第29回気候変動枠組み条約締約国会議(COP29)の開催に合わせて、2025年3月までに提出が求められている「国が決定する貢献(NDC)」についての見解をまとめた公開書簡『すべての人のための持続可能な暮らし 気候変動対策に「消費」を組み込む』を公開し、会員団体を通して各国政府に送付した。 現在進められているNDCの検討において、「消費の変革」の視点をぜひ取り入れていただきたく、同書簡を送付する。 【書簡の内容(要旨)】 世界の消費者運動は、バクーで開催されるCOP29において、各国政府に対し、2025年3月に提出期限を迎えるNDCに生産だけでなく消費の変革も含めるよう求める。持続可能なライフスタイルは、すべての消費者にとってよりアクセスしやすく、手頃な価格で提供されなければならない。また、環境保護活動は、社会のレジリエンス(強靱性)を構築し、脆弱なコミュニティを保護するために、人々の権利とニーズに沿ったものでなければならない。 消費者が持続可能なライフスタイルを実現するために必要な具体的な対策は国によって異なるが、主な行動としては次のようなものがある。 1. 権利とニーズを最優先する 2. 利用可能性、アクセス可能性、購入可能性に重点を置く 3. 有害な選択肢のインセンティブの除去 4. エネルギー効率の大幅な向上 5. 食生活を多様化 6. 安全で持続可能な輸送手段の提供 7. 循環型経済の構築 8. 持続可能な消費のための資金拡大 NDCの更新と実施の過程では、消費者の声が反映され、取り入れられることが不可欠である。消費者の権利とニーズを理解しなければ、消費の転換は不可能であり、パリ協定の目標は達成できない。 国際消費者機構は、100か国以上の消費者を代表する会員組織とともに、持続可能なライフスタイルを消費者が実現できるよう、会合し、必要な解決策について話し合う機会を歓迎する。
<その他:3件>			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月5日	商業登記規則等の一部を改正する省令における代表取締役等の住所非表示措置に関し、弁護士がオンラインで代表取締役等の住所情報を取得できる制度の創設を求める意見書	秋田弁護士会 会長 石田英憲	商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号)の施行に関して、弁護士が、オンラインで代表取締役等の住所情報を取得できる制度の創設を求める。 代表取締役等の住所を直ちに把握できる制度は、詐欺被害の回復及び詐欺被害の事前防止の両面から必要性が大きい。 そして、その制度としては、弁護士が、代表取締役等の住所情報をオンラインで取得できる制度の創設がなされるべきである。
11月12日	香害から救って下さい	きれいな空気を求める会	香害とは人工的な香料などの成分により体調不良を引き起こすことを示す造語である。香害はアレルギーを悪化させたり、抗がん剤治療中の患者や妊婦のつわりや偏頭痛の症状を悪化させる等、誰にとっても有害なものである。 2021年に厚労省、文科省、消費者庁、経産省、環境省で啓発ポスターを作成し全国に配布、2023年10月30日には医療従事者関連団体へも周知されているが、広く正しい周知が国民に届いていない。 現在の洗剤や柔軟剤には香りや抗菌成分が長持ちするマイクロカプセル等の徐放技術が使われており、その影響で香害によって化学物質過敏症を発症する人が増えている。厚労省は香害と化学物質過敏症の関連は未解明との見解である。 国の機関及び第三者機関において、安全性の確認および長期使用による環境や人体への有害性の確認を行うことが必須であると考えが行われていない。 EUのように香料やマイクロカプセルに対し表示義務や規制を行い、国民の健康と国土、水、空気的安全性を担保すべきである。
11月18日	【参考送付】HPVワクチンに関するNIIGATA Studyの誤った広報記事に関するコンプライアンス違反に関する予備調査結果の通知に関する要望書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	1. 新潟大学の2024年9月25日付「新潟大学広報記事の誤認の訂正及びその原因検証実施の要望書について(通知)」について要望する。同大学は本通知において、国立大学法人新潟大学コンプライアンス規則に基づく予備調査委員会においてコンプライアンス違反が存在する可能性等に関する調査を実施した結果「コンプライアンス違反の可能性は低いまたは該当しない」と判定し、本調査は実施しないこととしましたので、通知します」と回答した。 2. しかし、この内容には実質的な理由の説明がない。調査の対象は、HPVワクチンに関するNIIGATA Studyに関して公表された論文の結論と異なる内容が同大学医学部医学科・大学院医歯学総合研究科のウェブサイトで広報され、メディアにおいても報道されるに至った問題である。その影響の大きさなどに鑑みれば、研究不正に劣らない倫理上の問題がある。同大学も、本通知において、「2 再発防止、今後の対応」と題した記載をしている。再発防止策が必要とされる問題がありながら、なぜコンプライアンス違反に該当しないあるいは該当する可能性が低いと判断し、本調査が不要という結論に達したのか理解に苦しむ。 3. 当会議が、前記要望書等を提出してから回答を受領するまでに1年8か月を要している。その結果、結論のみを記載した通知書を受け取り納得できる者はいないのではないかと。同大学の回答姿勢そのものが、新潟大学コンプライアンス規則の精神に反すると言っても過言ではない。 4. 同大学からは、9月2日付の当会議の通知については追って回答する旨連絡を受けているが、その際、同大学のコンプライアンス違反を判断する基準を明らかにした上で、なぜ本件がコンプライアンス違反に該当しない、あるいは該当する可能性が低いのか、項目ごとに理由を明らかにし記載することもあわせて求める。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から20件の意見等が寄せられました(内訳：公益通報者保護制度関係：2件、その他：18件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。